

## 新潟市 にいがた 2 k m ・ 8 区連携オープンイノベーション推進事業 委託仕様書

### 1. 適用範囲

本仕様書は、新潟市にいがた 2 k m ・ 8 区連携オープンイノベーション推進事業の企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、事業委託契約書に添付する仕様書は、委託候補者が決定したうえで協議し、別途作成する。

### 2. 委託事業名

新潟市にいがた 2 k m ・ 8 区連携オープンイノベーション推進事業

### 3. 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 1 2 日（金）まで

### 4. 事業背景・目的

本市では、「にいがた 2 k m」と名付けた都心エリアにおいて、「緑あふれ、人・モノ・情報が行き交う活力あるエリア」を創造し、8 区のネットワーク強化を図りながら、「本市経済・産業の発展を牽引する成長エンジン」としていく取組を推進している。

本事業では、国内外と広くつながる企業群や新進 I T 企業等が集積するにいがた 2 k m の強みを活かし、多様な主体が繋がり・共創するオープンイノベーションを実施することで、にいがた 2 k m と 8 区の連携を推進するとともに、国内外から稼げる新たな事業を創出することを目的とする。

なお、令和 8 年度事業創出にあたっては、以下に掲げる「にいがた 2 k m」で実施する事業との連携を主としながら進めていくものとする。

○にいがた 2 k m おいしさ DX 産学官共創プロジェクト

<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/seisaku/jigyoproject/niigata2km/project/oishisadx.html>

○デジタルを活用したまちづくりプラットフォーム推進事業

<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/seisaku/jigyoproject/niigata2km/project/DXdetaform.html>

### 5. 業務の内容等

上記目的を達成するため、本事業は以下のとおりとする。

(1) オープンイノベーションを推進するための企画及び実施

- ・ 4. 事業背景・目的を踏まえ、多様な主体が集い、アイデア交換、事業検討などを行うことで、事業の提案を促し、効果的な伴走ができるよう機会を設けること。回数や方法については、具体的に提案に盛り込むものとする。その際に必要となる会場の手配や関係者への周知、参加者の募集及び取りまとめなど、当該企画の実施に必要な業務を行うこと。
- ・ 実施にあたっては、にいがた 2 k m エリアの企業や 8 区の事業者、首都圏企業など市内外の事業者に加え、大学をはじめとした研究機関や各種関係団体など、多様な主体を参画させること。参画にあたっては、4. 事業背景・目的にある 2 事業を中心として展開させること。

- ・オープンイノベーションを総合的にコーディネートすることで、国内外から広く稼げる事業や、持続可能で自走性が見込める事業等を4事業以上を支援し、伴走すること。
  - ・にいがた2kmを拠点としたオープンイノベーションによる事業創出を国内外へ広く周知すること。
  - ・上記のほか、オープンイノベーションがより効果的なものとなるよう、独自性のある提案とすること。
- (2) オープンイノベーションにより創出された事業の実現に向けた支援
- ・オープンイノベーションにより創出された各事業を実現していくため、事業関係者へのアドバイスや調整、事業計画作成協力など、必要な支援を適宜行うこと。
  - ・各事業の推進にあたり、新潟市にいがた2km魅力創造・8区連携支援補助金をはじめとした新潟市の各種制度の活用を促すこと。
- (3) 事業計画
- ・本事業の実現に向けた事業計画を策定すること。また、事業実施において協議や調整等が必要となる時期とその相手先となる関係者を示すこと。
- (4) 実績報告
- ・事業完了後は、事業成果や目標値の達成度等を評価・分析し報告すること。
  - ・報告内容には、今後の取組へつなげていくための課題や提案を盛り込むこと。また、将来的に本事業が民間事業者により自走していく場合の課題や提案を盛り込むこと。

## 6. 事業管理

受託者は、事業責任者を配置し、適正に事業管理を行うとともに、定期的に本市と情報共有及び進捗状況の報告を行うこと。

## 7. 成果物の納品等

本事業に係る実績報告書を次のとおり、提出すること。

- (1) 納 期：令和9年3月12日（金）
- (2) 納品場所：新潟市 都市政策部
- (3) 形 式：紙媒体1部及び磁気媒体等によるデータ
- (4) そ の 他：併せて、事業完了後に履行届（自由様式）を提出すること

## 8. 留意事項

受託者は、事業履行に当たり契約書に定めるもののほか、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 法令遵守
 

受託者は、関係法令を遵守して事業を遂行すること。
- (2) 連絡調整
 

受託者は、本事業の関係者及び関係機関とあらかじめ密接な連絡調整を行い、本事業を安全かつ円滑に実施できるようにすること。
- (3) 不測の事態への対応
 

受託者は、緊急時の連絡体制と現場の初動体制を明確にした上で、不測の事態により提案内容の実施に支障が生じた場合、市と協議の上速やかに対応すること。

(4) 一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、事業を効率的に行う上で必要と思われる事業については、市と協議の上、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、事業の一部を委託することを可とする。

(5) 個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が事業を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年新潟市条例第4号）に則り、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損のないよう適切に管理すること。

(6) 守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、事業を行うにあたり知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託事業終了後も同様とする。

(7) 著作権等に係るもの

本事業の実施にあたり制作した成果品について生ずる一切の著作権は、全て市に帰属するものとする。第三者の著作物を使用する場合は、市が成果品をいかに使用しても、第三者からの権利の主張がない状態で納品すること。

(8) その他

- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、市と協議のうえ決定する。
- ・事業完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに監督職員が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とすること。
- ・事業終了後、この契約に関しての事業評価を行う。
- ・受託者は、事業完了後5年間、本事業にて使用した書類、伝票、領収書等を、本市の求めに応じて閲覧に供することができるよう保管すること。